

中途脱退者 選択書(その1)にて『(7)保留』を選択した人が中途脱退者 選択書(その2)にて『(1)脱退一時金として受給』を選択した場合のみ提出

一時金裁定請求 本人確認書類 (番号確認 + 身元確認) 貼付シート

加入者番号		氏名	
事業所			

平成28年1月以降の支払いに係る法定調書へ個人番号(マイナンバー)を記載することが義務付けられています。つきましては、法令の趣旨(『社会保障や税のきめられた書類に個人番号を記載することは法令で定められた義務である』)をご理解いただき、個人番号を当基金へご提供いただきたく、下記の2点の書類を本人確認書類としてご提出願います。

1. 個人番号(マイナンバー) 確認書類

個人番号カード(裏面)

または

個人番号記載の住民票

または

通知カード(表面)

令和2年5月 通知カードの廃止に伴い、氏名・現住所と相違している場合は使用できません

※個人番号通知書は使用できません。

いずれか1つのコピーをのりにて貼付ください。

2. 身元確認書類

<顔写真入りの証明書がない場合>
健康保険の被保険証と年金手帳などの2つ以上の書類を貼付してください。

個人番号カード(表面)

または

運転免許証

または

パスポート

いずれか1つのコピーをのりにて貼付ください。

※必ずコピーを貼付ください。原本では受付できません。

※コピーは必ずのりにて貼付ください。ホッチキスなどはご使用いただけません。

利用目的:ご提出いただきましたあなたの個人番号につきましては、住商連合企業年金基金における給付にかかる手続き事務に使用いたします。本確認書類は給付手続き完了後に破棄いたします。